

既製品の治療用装具にかかる

療養費を申請する際の添付書類について（お願い）

令和4年4月1日以降に医師の指示により既製品の治療装具を装着された場合の療養費を申請する際には、当該装具の写真の添付にご協力をお願いします。

申請に必要なもの

- ①療養費支給申請書
- ②領収書（内訳が分かるものを含む）
- ③医師の意見書・作成指示書等
- ④装具装着証明書

「靴型装具」及び「既製品の装具」以外の装具については、従来どおり左記①から④のみで、現在のところ写真の添付は不要です

⑤装具の写真（台紙に貼付して添付）

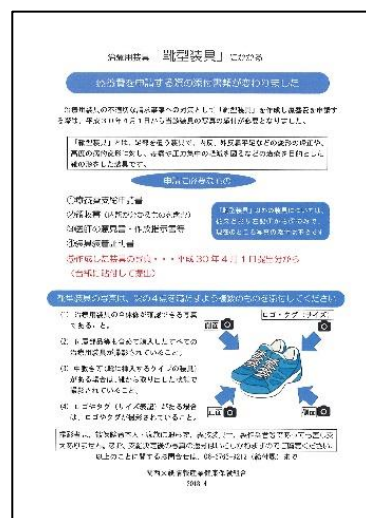
- ・靴型装具（平成30年4月1日提出分から実施）
- ・既製品装具（令和4年4月1日以降装着分から）

既製品装具の写真は、次の項目を満たすものをお願いします

- (1) 治療用装具の全体像が確認できるように。
- (2) ロゴやタグ（サイズ表記）がある場合は、ロゴやタグの撮影もお願いします。

撮影者は、被保険者本人・家族に限らず、義肢装具士、製作者等でも差し支えありません。
なお、写真の返却はいたしかねますのでご了承ください。

※ 靴型装具の写真については、「治療用装具「靴型装具」にかかる療養費を申請する際の添付書類が変わりました」をご覧ください。



以上のことに関するお問合せは、06-6765-9212（給付課）まで

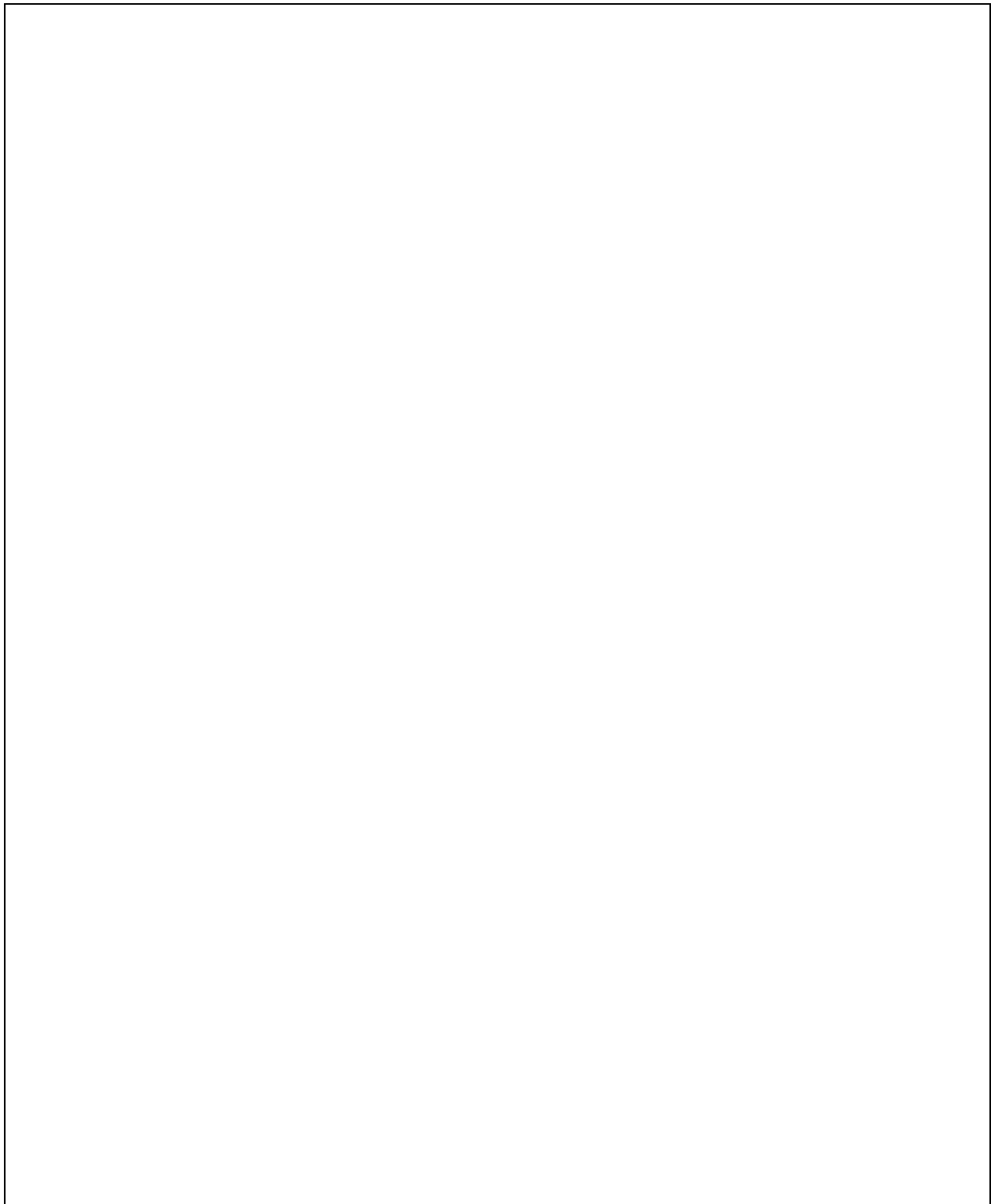
関西文紙情報産業健康保険組合

【既製品の治療用装具の写真貼付台紙】

被保険者証記号・番号	被保険者氏名	受診者氏名	既製品装具名
—			

撮影方法について（次の２点を満たす写真の撮影をお願いします）

- (1) 治療用装具の全体像が確認できるように。
- (2) ロゴやタグ（サイズ表記）がある場合は、ロゴやタグの撮影もお願いします。



１枚の台紙に貼り切れないときは、２枚以上にわたって貼付してください。